

第2種共済給付申請 記録写真について

被害状況を写真で記録してください

災害で寺院が被害を受けたときは、修理の前に被害状況を写真で記録してください。また、余震等で被害が拡大した時もその様子を追加で記録してください。なお、同一被害箇所の写真の重複は極力避けて撮影ください。

「写真査定」「現地査定」のいずれの査定であっても、共済査定員（一級建築士もしくは損害保険登録鑑定人）により適正かつ正確に査定されますので、査定結果はどちらも同じ結果になります。

※写真査定の場合、すべての被害状況の写真を撮影ください。

建物の外の写真の撮り方

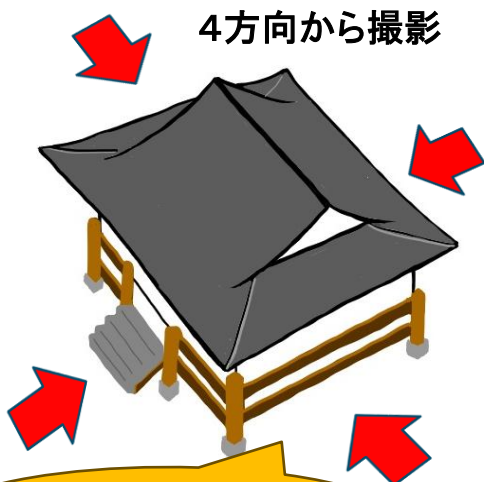
- カメラやスマホなどでなるべく、4方向から撮影してください。
- 壁の剥離や基礎のずれなど被害がわかりやすいように撮影してください。
- 柱の傾きは、傾斜がわかるよう少し引いて全体を撮影してください。

建物の中の写真の撮り方

- 被災した部屋（本堂内部、内陣、庫裏）の全景写真
- 被害箇所の「寄り」の写真を撮影してください。

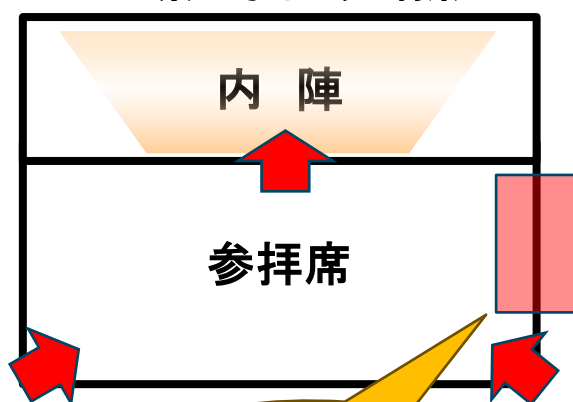
<<イメージ図>>

4方向から撮影



被害箇所はアップで
わかりやすく撮影

全景が写るように撮影



被害箇所は
寄って撮影